

# 熊本県公報

号外 第 36 号の 3  
平成 16 年 6 月 17 日 (木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの放流制限  
..... (内水面漁場管理委員会事務局) 1

### 登 載 依 頼

#### 熊本県内水面漁場管理委員会指示第 164 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、平成 16 年 6 月 4 日付け熊本県内水面漁場管理委員会指示第 163 号は、廃止する。  
平成 16 年 6 月 17 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 指示の内容  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共の用に供する内水面及びこれと連接一体を成す内水面において、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。)を持ち出し他の水域に放流してはならない。
- 2 指示の期間  
平成 16 年 6 月 17 日から平成 17 年 6 月 16 日まで

